

三重県企業庁予定価格事後公表試行要領

(目的)

第1条 本要領は、三重県企業庁建設工事予定価格事前公表実施要領に基づき、公告又は指名通知時に公表することを原則としている建設工事の予定価格の公表時期について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第17条第1項の規定に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定、平成26年9月30日一部変更）」第2の4（5）の趣旨を踏まえ、三重県企業庁が発注する建設工事において、予定価格の公表時期を開札後とする予定価格の事後公表（以下「予定価格の事後公表」という。）の試行について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象案件)

第2条 予定価格の事後公表を試行する工事（以下「試行対象工事」という。）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事とし、その指定は当該工事を所掌する競争入札審査会に諮り、各発注機関の長が行うものとする。

(事務手続き)

第3条 試行対象工事における入札、契約手続きに関し、適用する次の各号に示す要綱、要領等の規定のうち、次条以降の条項についてはその規定を適用するものとする。

- (1) 三重県企業庁一般競争入札実施要綱
- (2) 三重県企業庁工事費等内訳書の取り扱いについて
- (3) 三重県企業庁低入札価格調査実施要領
- (4) 三重県企業庁低入札価格調査マニュアル
- (5) 三重県企業庁建設工事請負代金毎月部分払実施要領

(入札の執行)

第4条 三重県企業庁一般競争入札実施要綱第7条第2項で規定する入札の執行回数について、試行対象工事においては2回を限度とする。

- 2 試行対象工事において再度入札を実施する場合は、三重県企業庁一般競争入札実施要綱第7条第1項で規定する工事費内訳書の提出は求めないものとし、「三重県企業庁工事費等内訳書の取り扱いについて」における落札候補者の工事費内訳書の内容確認は、第1回入札時に提出された

工事費内訳書で行うものとする。

- 3 試行対象工事において再度入札を実施する場合は、再度入札に参加できる者に対し、電子調達システムの再入札通知書に予定価格を記載し通知するものとする。

(入札の辞退)

第5条 試行対象工事において再度入札を実施する場合において、再度入札に参加できる者が入札を辞退する場合は、三重県企業庁一般競争入札実施要綱第17条で規定する辞退届の提出は不要とする。

なお、再度入札の辞退は再度入札締切時までできるものとする。

(予定価格の作成)

第6条 試行対象工事における予定価格は、原則、入札書提出締切後から開札時までに、三重県企業庁事務決裁及び委任規程(別表(3))(平成14年三重県企業庁管理規程第2号)に規定する専決者が作成するものとする。

(予定価格等の公表)

第7条 三重県企業庁一般競争入札実施要綱第3条第1項第6号で規定する予定価格は、試行対象工事については、開札後に発注機関において落札候補者が存することを確認した後、入札情報サービスシステム(公共調達)により公表するものとする。

(低入札の取扱い)

第8条 再度入札において低入札調査基準価格を下回る入札が行われ、調査基準価格に満たない額で契約する場合においては、三重県企業庁建設工事請負代金毎月部分払実施要領第4条第1項第4号に基づき契約書に添付する工事費内訳書について、三重県企業庁低入札価格調査マニュアルで定める様式2-1「設計内訳表」または重点調査様式2-1「設計内訳表」とする。

附 則 この要領は、平成30年7月2日から施行する。

附 則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。